

# スクールソーシャルワーカーの導入

## ～教育と福祉の連携の必要性～

文教科学委員会調査室 うかい たかみち  
鵜飼 孝導

近年、いじめ、不登校、暴力行為等の子どもの問題行動や児童虐待などへの対応において、教育と福祉の連携の重要性が高まっている。これまでのスクールカウンセラー（以下「SC」という。）をはじめとする子どもへのケアは、主に心理面に着目したものであったが、これに加え、子どもを取り巻く環境に働きかける社会福祉的アプローチが求められるようになった。

一部の自治体で導入されてきたスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）は、社会福祉の分野からの新しい視点を取り入れた活動として成果を上げ、平成20年度からは、その名を冠した文部科学省の事業として、全国で展開されるに至った。

本稿では、先行自治体の取組に関する平成19年1月（香川県）及び20年1月（大阪府・滋賀県）における現地調査の情報を参考にしつつ、SSWの特徴と制度化に当たったの課題について考えたい。

### 1. SSWの特徴

#### （1）ソーシャルワーク

ソーシャルワークとは、「個人とその人を取り巻く環境との間の相互利用を構成する社会関係に焦点をあてた活動によって、単独又は集団内の個人の社会機能を強化しようとするもの」（W.Boehm）の定義が代表的とされる。

SSWの活動は、ソーシャルワークの専門性と言われる価値、知識、技術を共有している。すなわち、価値とは、人間尊重の理念であり、知識とは、様々な福祉制度やサービス、児童福祉の知識に加え、子どもの発達、問題行動そのもの、学校組織の知識等も含むものである。技術とは、社会福祉援助技術のこととされる<sup>1</sup>。

#### （2）環境へ働きかける姿勢

SSWの活動は、子どもを取り巻く環境に対して働きかけるという姿勢に大きな特徴がある。子どもだけを一方的に治療し、矯正するという方法ではなく、学校、家庭、地域等、子どもに関わるすべての背景や状況を視野に入れて判断し、子どもを取り巻く環境の改善を図る。ただし、SSW自身が答えを出すのではなく、困っている当事者・関係者が自ら対処する能力を高めるよう支援を行う立場をとる。また、扱うテーマは、個々のケースによって異なり、援助が進む過程で変動することもある。例えば、不登校の背景を探るうちに、虐待の疑いが出てくるような場合が挙げられる。

### (3) SSWの役割

#### ア レベルによる整理

SSWには、次の三つのレベルすべての視点が必要とされる(表1参照)。SSWの活動は、個別のミクロの事例のみに役立つのではなく、多くの子どもたちの最善の利益につながらなければならないとされ、また、マクロな政策が個々の子どもの生活改善、最善の利益に機能していかなければならないとされる<sup>2</sup>。

表1 SSWの活動のレベル

| レベル    | 視点                | 具体例   |
|--------|-------------------|---|
| ミクロレベル | 個別事例の改善           | 子ども・保護者・教職員等に対する相談・支援・情報提供                                |
| メゾレベル  | 校内システムの構築         | 学校内におけるチーム体制の構築、支援<br>ケース会議の実施<br>教職員等への研修                |
| マクロレベル | 学校を含めた教育行政システムの構築 | 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整<br>関係機関連携ケース会議の実施<br>自治体の相談体制作りへの関与 |

(出所) SSW導入自治体の取組等を参考に作成

#### イ ケース会議におけるアセスメントとプランニング

SSWの活動において、中心となるのは、各学校におけるケース会議への参加である。

ケース会議とは、SSWのほか、学校側からは担任教員、管理職、生徒指導担当、特別支援担当、SC、養護教諭等が参加し、1)子どもの問題行動等について、その子どもや家族に関する様々な情報を収集・共有することにより、2)背景や原因を分析して、ケースの総合的な見立てを行い、3)対応の目標を設定し、役割分担を内容とする対応プランを具体的に協議・決定する会議のことである。この際、全参加者が情報を共有し検討するため、一枚のシートに必要な情報が項目ごとに整理される。

ケース会議において、SSWは、1)校内チーム体制づくりのサポート役、2)ケース会議への参加、教職員へのコンサルタントを通じての、「アセスメント」と「プランニング」のサポート役、3)プランの実行段階における、子どもや保護者への対応役、関係機関との橋渡し役等の役割分担の担い手となることが期待されている<sup>3</sup>。

「アセスメント(見立て)」とは、課題を表面的に見るのではなく、福祉や子どもの心理・発達等の視点を入れてケースの見立てを行い、「なぜ、その子どもが、そのような課題を抱えているか」「なぜ、そんなしんどい症状や荒れを示しているか」について、それなりのストーリーを描いてみることである。その上で、課題解決・改善に向けて、子どもと家族について必要な手立てを具体的に考えることが「プランニング(手立て)」である。その際、個々の教職員の抱え込みを防ぎ、パートナーシップの意識の下で、課題解決に向けてチームで取り組むことが必要不可欠とされる。

### (4) SSWに求められる資質・専門性

スクールソーシャルワークは、ソーシャルワークの中でも最も難しい分野の一つとされ

る。なぜなら、社会福祉の専門知識だけでは、学校現場に飛び込んで、情報収集や教員組織との連携を行っていくことは困難だからである。

社会福祉の知識を備えた資格としては、社会福祉士が代表的であるが、精神保健福祉士、弁護士、臨床心理士等の中にも社会福祉に関して高度に専門的な知識を備えた人材が多い。SSWは、社会福祉の専門性を担保するこれらの資格を取得しているとともに、教員や相談員等として現場の経験を持っていることが望ましいとされる。

## 2. 導入の経緯

### (1) 学校現場におけるソーシャルワークのアプローチの必要性

近年のいじめ、不登校、暴力行為等の子どもの問題行動は、複雑化、多様化し、学校だけでは対応が困難な事象が増加している。背景として虐待や経済的困窮等の家庭環境等に課題を抱える場合も多い。そこで、学校・家庭・地域の連携が強く叫ばれているが、個々の関係者が抱え込んでしまうことも多く、それぞれの立場を越えたコーディネーターが必要とされている。また、特別支援教育<sup>4</sup>や外国人児童生徒への対応<sup>5</sup>でも専門的観点からの支援が求められており、学校現場におけるソーシャルワークのアプローチの需要は高まっている。

子どもの心の問題については、平成7年からSCが導入され、心理的ケア、コンサルテーション、学校への新たな視点の導入、相談室という新たな居場所の確保等で大きな効用はあったが、その限界も見えてきた<sup>6</sup>。

SSWとSCの違いは、心理面のケアだけではなく、子どもを取り巻く環境に働きかける点にある。ミクロでは子ども・家庭・教員等への包括的な支援、メゾでは校内体制の構築、マクロでは関係機関のネットワークを構築するところなどに現れる。問題行動の未然防止や早期対応の重視、外部の専門家というよりはコーディネーターとして教員組織と協働していく姿勢などにもSSWの大きな特徴がある。

### (2) 自治体によるSSWの導入

我が国におけるSSWの始まりについては、諸説あるが、SSWの肩書きでの活動は、山下英三郎(現在、日本スクールソーシャルワーク協会会長)が昭和61年から埼玉県所沢市で行ったのが最初とされる。同氏の所沢市での活動は平成10年まで続けられ、同時にSSWについての執筆活動やカルチャーセンター等での講座を通じて普及が図られた。

平成12年には、兵庫県赤穂市と関西福祉大学の共同研究という形でスクールソーシャルワーク連携事業が始まった。茨城県結城市でも12年から不登校対策要員としてSSWが市内の中学校に配置されている。14年からは、千葉大学教育学部附属小学校でSSWが配置されるなど、導入する自治体、学校は徐々に増えていった。

都道府県レベルでは、13年に香川県が導入し、17年に大阪府、18年に滋賀県、兵庫県、19年に群馬県、熊本県など徐々に広がりを見せている。山下氏や導入自治体からの情報発信を通じてSSWについての認識は深められ、理念は共有されているが、各自治体での導入の経緯や制度設計は大きく異なる。以下、現地調査を行った3府県におけるSSWの概

要を紹介する。

#### ア 香川県

香川県では、健康相談活動の一環として、主に保健室を拠点に養護教諭とチームで支援にあたる点に特色がある。

子ども・保護者・教員に対する相談・支援・研修活動に加え、校内サポートチームの構築や、外部機関も含めたケース会議実施の際のパイプ役を担う等の活動も行っている。

SSWがゲストティーチャーとして授業に参加する取組も大きな特徴である。教員と共にグループワークを行い、グループでの協力、コミュニケーション能力の向上を図ることや、自尊感情のアンケートを行い、自尊感情が低かった子どもに対し、様々な場面での自尊感情を高めるアプローチをするなど予防に重点を置いた活動も行っている。

派遣対象は中学校であるが、問題になる生徒は小学校段階から問題の芽を抱えている場合が多く、小・中の連携により、情報を共有することに大きな意義を認め、パイロット中学校区内の小学校にも年数回派遣されている。

#### イ 大阪府

大阪府では、スーパーバイザー（以下「SV」という。）体制を取っている点、SSWが配置小学校での活動と地区での活動を行う点に大きな特色がある。

SVは、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持つそれぞれの分野の専門家である。SSWはSVの人脈により発掘された経緯があり、SVはSSWからの電話相談を受けること、必要に応じ学校への直接支援を行うこと、SSWに対する研修会を行うこと等を通じてSSW事業の円滑な運営をサポートしている。

7名のSSWは、それぞれ一つの配置小学校と地区を担当し、総時間の2/3は配置校で、1/3は地区で活動することになっているが、具体的な配分は、市の教育委員会に委ねられている。配置校での活動は、教員からの相談が半分程度で、他機関連携、校内ケース会議、訪問活動が続く。地区での活動は、小学校では教職員の情報の集約や整理、中学校ではケース会議の助言から始めるといった傾向に違いがあるが、ケース会議への参加が中心となっている。

小学校に配置されたのは、気になる児童やその家族に対し早期に継続的支援を実施することが、小学校だけでなく、中学校進学後増加する問題行動等の防止に結果としてつながるからとされる。

#### ウ 滋賀県

滋賀県では、不登校への対応を中心に展開されており、SSWは、ケース会議におけるアセスメントとプランニングの助言指導を行い、また、必要に応じて、関係機関との連携役を担う。家庭支援については、SSWが直接担う場面もあるが、日常は教員が行う。

特定の学校に配置する形を取らず、SSWを専任指導主事とペアで教育委員会から派遣するため、当該児童に対する第三者性は高い。また、教育委員会の専門的職員である指導主事は、教員の文化も知っている立場から、SSWの助言等をわかりやすく説明し、SSWの周知を図る役割を果たしている。

小学校を派遣対象としたのは、1) 担当が抱える範囲が広く組織的対応が苦手であり校内体制を構築することでの効果大きい、2) SSWの手法は低年齢の方が有効、3) 中学校ではカウンセラーがある程度機能している等の認識からである。

以上のように、SSWが学校に入ることによる直接的な効果よりも、「スクールソーシャルワーク的」事業であること、すなわち、SSWが行っていることを個々の教員が身につけることを重視している点が最大の特徴である。教員の資質向上や、SSWがいなくてもケース会議を実施できることを目標として打ち出しているところにも特色がある。

表2 SSW導入自治体の取組

|     | 事業名   | SSWの資格   | 人数                        | 事業内容  |
|-----|---|--|---------------------------|---|
| 香川県 | ・文部科学省委託事業の活用<br>「健康相談活動支援体制整備事業」の一環(平成13～15年度)<br>「学校・地域保健連携推進事業」の一環(平成16～18年度)                | 社会福祉士<br>精神保健福祉士<br><br>5年以上の相談業務経験  | 1名                        | 県の非常勤職員<br>1)パイロット校(中学校)へ派遣<br>週2回1日8時間:3,300円/時間<br>また、パイロット中学校区の3小学校に年5回ずつ派遣<br>2)事例検討会・研修会へ派遣<br>時間は状況に応じて:4,700円/時間(平成17年度は37回派遣)   |
| 大阪府 | ・大阪府SSW配置事業<br>(平成17～19年度)  | 社会福祉に関して高度に専門的な知識・経験を有するとともに、過去に小学校あるいは中学校において相談・援助活動をした経験を有し、社会福祉士の資格を有する者及びそれに準ずる者 | SV<br>5名<br>SSW<br>7名     | ・SV<br>SSWと連携しながら困難なケースの対応策を検討するとともに、必要に応じケース会議に参加する等、直接的な学校支援も行う<br>・SSW<br>1)配置市及び配置校(小学校)での活動<br>年間60回1回6時間×7市<br>2)地区での活動(小・中学校)<br>年間45回1回6時間×7地区<br>謝金:SV、SSWとも3,500円/時間            |
| 滋賀県 | ・文部科学省の委託事業の活用<br>「NPO等の活用に関する実践研究事業」の活用(平成18年度)<br>・滋賀県単独事業<br>スクールソーシャルワーク的学校の不適応支援事業(平成19年度) | 弁護士<br>臨床心理士<br>精神保健福祉士<br>社会福祉士<br>等の専門家  | SSW<br>5名<br>専任指導主事<br>1名 | 1)SSWと専任指導主事を指定校(40小学校)に派遣<br>SSW:年間100回1回4時間<br>×謝金5,000円/時間<br>専任指導主事:年間140回<br>2)課題の大きい小学校40校(継続校20校、新規校20校)を指定し訪問<br>継続校:SSWと専任指導主事がペアで2回、指導主事のみが1回<br>新規校:SSWと専任指導主事がペアで3回、指導主事のみが1回 |

(出所)現地調査を基に整理(香川県は平成18年度、大阪府・滋賀県は19年度の情報)

### (3) 国会での議論

S S Wは、国会において、前述した所沢市における山下氏の活動についての質疑<sup>7</sup>や参考人による導入の提言<sup>8</sup>、外国人児童生徒の問題の文脈等で取り上げられ<sup>9</sup>、教育基本法改正案の審議の際にも話題となった<sup>10</sup>。

文部科学省も、報告書等で一定の意義を認めるようになり<sup>11</sup>、平成 19 年度には「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を立ち上げ、その予算の中でS S Wを活用した事業も補助対象としていた。ただし、全国レベルでの導入には慎重であり、答弁においても、S S Wの意義を認めつつも自治体の取組を支援するという姿勢を崩さなかった<sup>12</sup>。20 年度概算要求でも、S S WよりもS Cの充実を図るのが先決ということで新たな予算計上はなされなかったが、予算折衝の過程で財務省から単独事業として逆提案されたことから、20 年度予算において、141 地域を対象とする活用事業（約 15 億円）の実施が盛り込まれた。

## 3. 全国展開に向けた課題

### (1) 制度の周知

#### ア 丸投げではないことの徹底

S S Wは、S Cのように相談室で教員と一線を画した活動を行うのではなく、教員と協働して課題の解決にあたることに特徴がある。今まで担任等が一人で抱え込んでいた問題について、ケース会議で「見立て」や「手立て」を共有し、役割分担の下、チームで解決にあたるための支援を行うことがS S Wの役割である。

ケース会議は、S S W事業の中心になる部分であるが、ケース会議で行われることのイメージや、それぞれの関係者がその中でどういった役割を果たしていくのかは、議論していく中でないと十分理解できない面も強い。導入後定着まで、教員・S S W双方がスキルアップするのに時間がかかることを想定しておく必要がある。スムーズに導入が進むように、活用ガイドの作成<sup>13</sup>や、ケース会議で使用する標準的なシートの開発<sup>14</sup>を行うことにより、S S Wの個人差の拡大を抑え、活動を具体的にイメージできるよう周知することも重要である。

#### イ 制度設計の在り方

S S Wの制度設計は、導入している自治体によって様々であり、今後導入する自治体においても、個々の自治体の実情に応じて、目的、配置方法、雇用形態等について検討を行う必要がある。

まず、どこに目的を置くのか明確にする必要がある。S S Wが対象とするテーマは広いが、特定のテーマに絞って導入している例もある<sup>15</sup>。また、小・中学校のどちらを中心とするかも重要である。早期対応からの観点や、担任の抱える範囲が広く組織対応に課題が多い現状から、小学校の方が有効とされる<sup>16</sup>。

配置方法については、特定の拠点校に配置するか、巡回派遣するかで違った効果が出る。拠点校方式では、週に何日かは確実に配置されることになるため、校内体制の整備やケース会議における支援は十分にできるが、学校組織の一員としての面が強く

なるため、第三者性の確保が課題となる。巡回派遣方式では、年に数回ずつの定期派遣や緊急時の派遣等で、ケース会議への参加や研修等で教職員の資質向上を図ることができるが、問題を抱える子どもの個々の事例への対応としては不十分に終わる可能性がある。

最後に、雇用形態の問題がある。現在、行われている自治体では、非常勤が多く、報酬については、SCと同じか低いレベルである。今後優秀な人材を確保し、養成制度の確立も視野に入れるためには、雇用形態や報酬の在り方が論点となろう<sup>17</sup>。

## (2) 校内体制・サポート体制の確立

### ア キーパーソンとなる教員

校内体制を築いていくには、管理職の理解やコーディネーターとなる教員の存在が不可欠である。管理職には、校内でSSWの役割の周知不足や孤立を招くことがないようサポートすることや、SSWからの助言も受けながらケース会議が定着するよう体制を整えることが求められる。コーディネーターとなる教員には、SSWの助言を受けながらケース会議において中心となり、SSWがいない時でもケース会議の実施ができようスキルを身につけることが期待される。

### イ 指導主事との協働

指導主事はSSWの活動に重要な役割を果たす。学校現場における当初の思惑と実際の活動の乖離についての調整や、関係機関への紹介については、指導主事がSSWとともに訪問し説明することで協力・理解が得られやすいとされる<sup>18</sup>。

### ウ S Vの設置

SVは、大阪府に置かれ、滋賀県でも設置が検討されている(平成20年1月現在)。SSWの養成ルートがなく、活動の中で育成するしかない現状では、専門家をSVとして配置し、SSWからの相談を受け、必要な場合には現場でも援助を行い、定期的にSSWに対する研修を実施する役割を持たせることが望ましい。これにより、経験が足りないSSWが、不適切な援助を行うことをある程度防止できる。

### エ 関係機関との連携強化

必要な場合に学校と連携する外部機関として、児童相談所、福祉事務所、保健・医療機関、適応指導教室、警察、家庭裁判所、保護観察所等が想定される。問題を抱える子どもにとっての最善の利益の観点から、省庁の縦割りの弊害を是正し、それぞれの機関が連携して活動できる体制を構築しておく必要がある。その際、SSW任せにするのではないことを十分に周知することが重要である。

### オ 運営協議会の有効活用

平成20年度からの文部科学省の活用事業では、事業実施団体が、調査研究を効果的

に実施するため、運営協議会を設置することができる」とされる。運営協議会の設置形態、検討・協議内容等は、事業実施団体の実情に応じて設定される<sup>19</sup>。

運営協議会は、学校現場へ方針を示すのみならず、各校の実情に即した支援策を打ち出すことで、マクロレベルでの問題改善につながるよう活用されることが望まれる。

### (3) 人材の養成

#### ア 専門性・固有性の確立

SSWの資格は社会福祉士に限られず、各自治体で専門性を判断して採用することになるが、その際、専門性の担保をどこに置くのかが問題となる。SCや心の相談員、社会福祉の専門性が低い人材、退職教員等の登用に際しては、十分な吟味が必要となる。SSWの専門性を明確に打ち出すことが必要である。

#### イ 養成制度の検討

先行自治体におけるSSWの人材は、日本にわずかしかない専門家グループの人脈に依存して発掘しているという状況であった。社会福祉士等の資格だけでも、教員・相談員としての経験だけでも十分に機能しない。全国的なSSW養成体制整備は喫緊の課題であり、いくつかの道が考えられる。

第一は、専門家の意見も聞きながら、各自治体の裁量によって必ずしも資格にとらわれない採用を行い、専門家の監督の下で内部育成する道である。育成コストは各自治体が負うことになるが、社会福祉に関して専門的な知識を持つ者のうち、専門家から高い調整力等SSWの適性があると認められた者を学校現場に入れ、教員文化の中でSSW自身も成長していくことを期待するものである。同時に、SV・先輩SSWへの相談体制やSSWの研修体制を確立していくことが不可欠となる。

第二は、社会福祉士の養成体制<sup>20</sup>を教育分野でも対応できるものに変えていく道である。近年、日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会による提言<sup>21</sup>や社会福祉士及び介護福祉士法の改正における附帯決議<sup>22</sup>などで、教育分野への社会福祉士の職域拡大がうたわれている。

第三は、民間団体が母体となってSSW資格の認定を行う道である。SCの大半を占める臨床心理士の養成体制<sup>23</sup>をモデルとし、各自治体は原則としてSSW資格取得者から採用を行うシステムである。現在、SSWの全国組織はないが<sup>24</sup>、専門家を中心にSSW資格試験を実施する団体を設立し、SSWに共通する理念や専門性、質の担保の在り方等を検討し、SSWに必要な指定科目を設定し、高等教育機関等で人材を養成することも考えられる。

第四は、SSWの国家資格化の道である。現在、ソーシャルワーカーには、社会福祉士や精神保健福祉士といった国家資格があるが、これらとは別にSSWの国家資格を創設し、その国家試験合格者が実質的にスクールソーシャルワーク業務を担うものである。



\*

SSW事業は、平成20年度全国展開という関係者の予想を超えた急展開を見せた。しかし、各地で地道な活動の蓄積があるとはいえ、全国展開に十分に対応できる体制は整っていない。

SSWは、社会福祉の手法を教育現場に持ち込むため、浸透に時間がかかるものと思われる。成果を急ぎ過ぎれば、現場に大きな混乱を与えるだけに終わる可能性もある。当面は、目的を明確にして慎重に制度設計を行い、関係者が長期的な視野に立ってSSW事業を育てていくという姿勢が重要である。

また、SSW事業の継続性や良好な雇用条件、養成体制が確保されなければ、いまだ確立されていない分野にあえて飛び込む優秀な人材はほとんどいないであろう。全国展開は、本業を他に持つ専門家の熱意に支えられている段階から、本格的な養成段階へと踏み出す転機である。国・自治体・関係者がこれを好機として生かしていくことを期待したい。

#### 【参考文献】

門田光司『学校ソーシャルワーク入門』中央法規出版（平14.9）

西尾祐吾ほか編『ソーシャルワークの固有性を問う その日本的展開をめざして』晃洋書房（平17.5）

日本スクールソーシャルワーク協会編『スクールソーシャルワーク論 歴史・理論・実践』学苑社（平20.2）

山下英三郎『スクールソーシャルワーク 学校における新たな子どもの支援システム』学苑社（平15.8）

山野則子・峯本耕治編『スクールソーシャルワークの可能性 学校と福祉の協働・大阪からの発信』ミネルヴァ書房（平19.8）

---

<sup>1</sup> 山野・峯本編前掲書3～4頁

<sup>2</sup> 山野・峯本編前掲書4～6頁

<sup>3</sup> 大阪府教育委員会児童生徒支援課『SSW配置小学校における活動と地区での活用ガイド』（平18）12～13頁

<sup>4</sup> 大阪府のSSW配置校である寝屋川市立和光小学校では、「見立て」に資するために「児童虐待」と「発達障害」について夏休みの職員研修を行っている。特に「発達障害研修」は、特別支援教育担当の教員と役割分担をし「力を合わせて」行っている。（佐々木千里「学校をひらき支えるスクールソーシャルワーク」『人間と教育』通号48（平17）104～105頁）

<sup>5</sup> 外国人集住都市会議は「よっかいち宣言」（平18.11）において「外国人児童生徒の文化的背景を理解したスクールソーシャルワーカー（学校を拠点とし、福祉的なアプローチで学校・家庭・地域に働きかけ、児童生徒の教育環境の改善を図る専門家）の配置を推進する」ことを提言している。

<sup>6</sup> 滋賀のSSW（平成18年度）でもある岩崎久志流通科学大学准教授は、SCの功罪を踏まえ、1）心理臨床だけでなく、生活全般を視野に入れた包括的な支援、2）修理・治療モデルではなく、成長・促進を重視したモデルによる援助基盤、3）学校をコミュニティとして捉えるエコロジカルな視点、4）学校組織のインサイダーとして支援専門職の位置付け、5）学校組織及び校内体制の見直しを始めとする、教育システムの改革への取組といった要件を満たす支援が求められているとし、そこで有効となる援助方法が、社会福祉援助技術としてのソーシャルワークと言えるとしている。（西尾ほか編前掲書37～42頁）

<sup>7</sup> 第120回国会衆議院文部科学委員会議録第4号23～24頁（平3.2.20）

- <sup>8</sup> 第 159 回国会衆議院青少年問題に関する特別委員会議録第 3 号 6 ~ 9 頁 (平 16.2.27) 児童虐待問題をテーマにした会で、後に大阪府や滋賀県の S S W 事業において中心メンバーとなる峯本耕治弁護士によって S S W の導入が提言された。
- <sup>9</sup> 第 164 回国会参議院文教科学委員会議録第 3 号 9 頁 (平 18.3.22) など。
- <sup>10</sup> 第 165 回国会参議院本会議録第 12 号 4 ~ 5 頁 (平 18.11.17) 第 165 回国会参議院教育基本法に関する特別委員会議録第 3 号 33 頁 (平 18.11.27)
- <sup>11</sup> 文部科学省「学校等における児童虐待防止に向けた取組について (報告書)」(平 18.5)、「いじめ問題に関する取組事例集」(平 19.2) など。
- <sup>12</sup> 第 166 回国会参議院文教科学委員会議録第 13 号 19 ~ 20 頁 (平 19.5.22)
- <sup>13</sup> 大阪府では、前掲活用ガイドを作成し、教育委員会や学校、S S W の研修参加者を対象に配布している。
- <sup>14</sup> 大阪府では、前掲活用ガイドにおいて、初回カンファレンスシートと継続カンファレンスシートの見本を提示し、それを基に S S W が配置学校で独自のシートを作成している。また、滋賀県においても、S S W 導入に先立つ研究事業において、アセスメントに利用するベースシートと、プログラミングに利用する支援プログラムシートを開発している。
- <sup>15</sup> 兵庫県では児童虐待問題を対象とし、滋賀県では不登校問題を中心とするなどテーマを決めて S S W を導入している例もある。
- <sup>16</sup> 山野・峯本編前掲書 55 ~ 56 頁
- <sup>17</sup> 日本スクールソーシャルワーク協会編『スクールソーシャルワークの展開 20 人の活動報告』学苑社 (平 17.8) 32 頁
- <sup>18</sup> 山野・峯本編前掲書 53 ~ 54 頁
- <sup>19</sup> 文部科学省資料。運営協議会においては、S S W、S V、学校関係者、教育委員会関係者、警察・福祉等の関係機関、P T A 等の地域住民、外部の専門家等を構成員として、1) S S W の適切な配置の在り方、2) S S W を活用した、児童生徒が置かれている様々な環境に対する効果的な働きかけの在り方、3) S S W を中核とした関係機関等の効果的な連携の在り方等の調査研究内容について、(1) S S W、事業実施団体の担当者等から現状報告を受けたり、(2) 学校、教職員、保護者、児童生徒等にアンケート調査等の数量調査を行ったり、(3) S S W が配置等されている教育機関へ視察したりするなど、取組の検証を適時適切に行い、調査研究上の課題や成果等を協議することで、より効果的な事業実施を図ることが想定されている。
- <sup>20</sup> 1) 福祉系大学等ルート (福祉系大学等において厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目 (現場実習含む) を修めて卒業等して、国家試験を受験するルート)、2) 一般養成施設ルート、3) 短期養成施設ルート、4) 行政職ルートがある。社会福祉士の平成 19 年改正 (資格取得方法の見直しは 21 年 4 月施行) については、平山絵美「福祉を支える人材の質の向上に向けて ~ 社会福祉士及び介護福祉士法改正案 ~」『立法と調査』226 号 (平 19.4) 40 ~ 46 頁
- <sup>21</sup> 日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会合同検討委員会「社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けて」(平 18.4) この中で「学校教育の現場においては、教諭のみでは児童の多様な問題に対応することができず、市町村レベルでスクール・ソーシャルワーカーの採用が試行的ではあるが始まっている。こうしたソーシャルワーカーは現実には社会福祉士が担っており、現状での活動内容を評価・分析することで、今後は国全体で社会福祉士をスクール・ソーシャルワーカーとして任用・採用する方途を検討していくことが求められる。」と提言している。また、「学校や司法領域でのソーシャルワーカーになる者に対しては、現在の社会福祉士養成校の教育でもって基本的な知識が得られることになっているが、こうした職域を意識し、『社会福祉援助技術演習』等では、学校や司法領域での事例検討等を含めていくこととする。」としている。
- <sup>22</sup> 平成 19 年 11 月に成立した社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の附帯決議 (衆議院) において「司法・教育・労働・保健医療等の分野における社会福祉的課題の重要性にかんがみ、これらの分野への社会福祉士の職域拡大に努めること。」との項目が付されている。(第 168 回国会衆議院厚生労働委員会議録第 4 号 21 頁 (平 19.11.2))
- <sup>23</sup> 臨床心理士は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が、指定大学院の修了者のみを受験資格者として試験を実施し、認定を行っている。
- <sup>24</sup> 全国組織はないが、山下氏の活動を通じて S S W の考えに共感する人々が基盤となって平成 11 年に設立された「日本スクールソーシャルワーク協会」や、S S W の研究者を中心に 18 年に発足した「日本学校ソーシャルワーク学会」をはじめ各地に団体が存在し、普及活動や研究を行っている。また、日本スクールソーシャルワーク協会では、ガイドラインを作成し、協会員の活動の指針としている。